

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成30年9月6日提出

【計算期間】 第17期(自 平成29年12月8日 至 平成30年6月7日)

【ファンド名】 NNインドネシア株式ファンド

【発行者名】 NNインベストメント・パートナーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 木村弘志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート

【事務連絡者氏名】 高橋 英則

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート

【電話番号】 03 - 5210 - 0646

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

NNインドネシア株式ファンドは追加型投信／海外／株式に属しています。

追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外／株式とは、投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

下記は一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回(隔月)	欧州		
債券	年12回(毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東(中東)		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産(投資信託証券(株式))				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

その他資産(投資信託証券(株式))とは、投資信託約款において投資信託証券(当ファンドの場合はNNインドネシア株式マザーファンド)を通じて主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域のアジアとは、投資信託約款において、実質組入れ資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

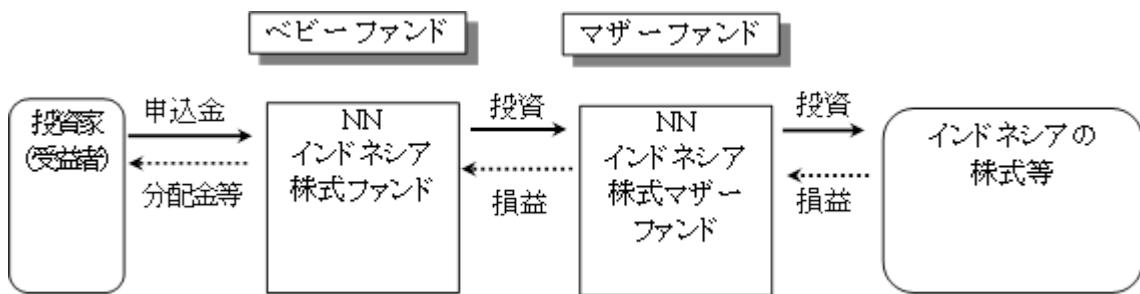
投資対象地域のエマージングとは、投資信託約款において、実質組入れ資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類、属性区分の定義については一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご覧ください。

当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資することによりその実質的な運用を行う仕組みです。

[NNインドネシア株式ファンドにおける運用の仕組み]



<信託金の限度額>

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を上限として信託金を追加することができます。
委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1. インドネシアの株式等を実質的な主要投資対象とします。

- ファミリーファンド方式により、実質的にインドネシアの企業の株式(預託証券(DR)を含みます。)に投資します。
- 原則として、為替ヘッジは行いません。
- ジャカルタ総合指数を参考指標とします。なお、当ファンドは参考指標への連動や参考指標を上回ることを目標とするファンドではありません。

2. マザーファンドの運用は、東南アジア地域の株式運用に定評があるライオン・グローバル・インベスタートーズ・リミテッドが行います。

- ライオン・グローバル・インベスタートーズ・リミテッドは、OCBC(オーバーシー・チャイニーズ銀行)グループに属する東南アジア最大規模の資産運用会社です。
- OCBCグループは、18の国・地域で事業を展開するシンガポールの大手総合金融グループです。

(注)資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

インドネシア経済成長の原動力

相対的に良好なパフォーマンスを示すインドネシア株式

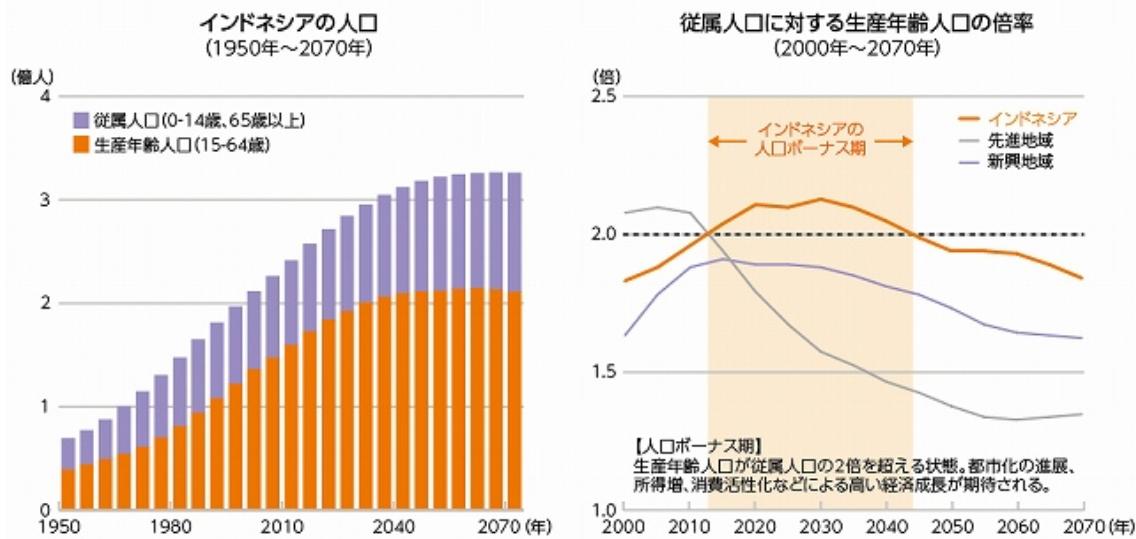
インドネシア株式は堅調な経済成長を背景に、他の地域の株式と比較して良好なパフォーマンスとなって います。



インドネシア経済成長の原動力

1. 世界第4位の人口

世界第4位を誇るインドネシアの人口は、今後も増加が見込まれています。総人口に占める生産年齢人口(15 - 64歳)の割合も多く、引き続き経済成長を支えていくと思われます。

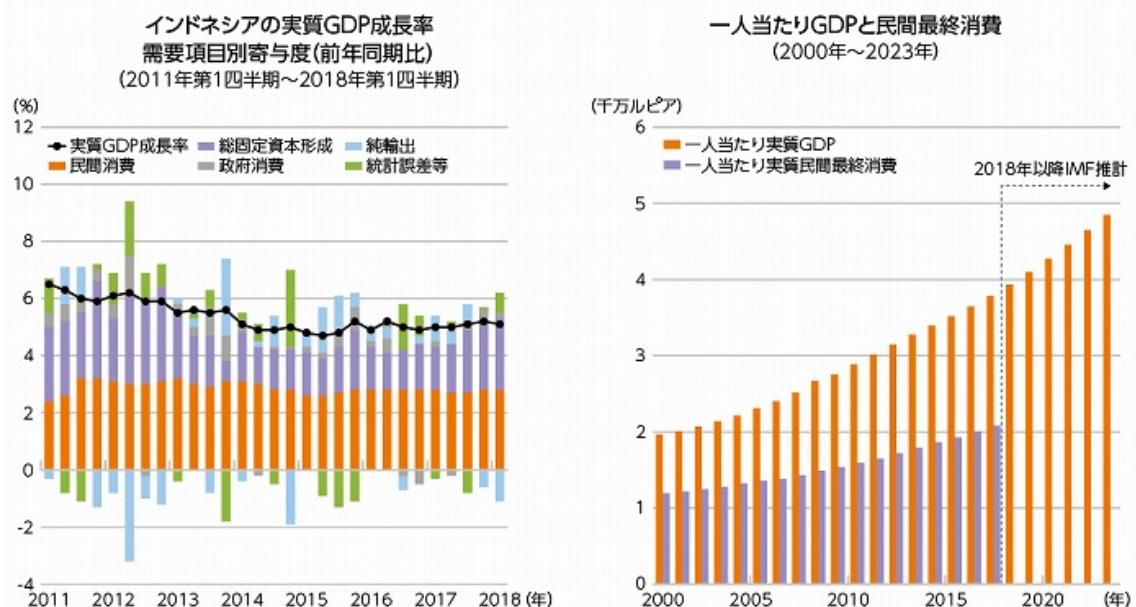


(出所)国連World Population Prospects: The 2017 RevisionをもとにNNインベストメント・パートナーズ株式会社作成
2020年以降は中位推計。先進地域と新興地域は国連の区分による。

上記データは過去のものであり、将来の運用成果または投資収益を保証するものではありません。上記の予測・見解等は、本資料作成時点のものであり、予告なしに変更されます。

2. 内需の拡大

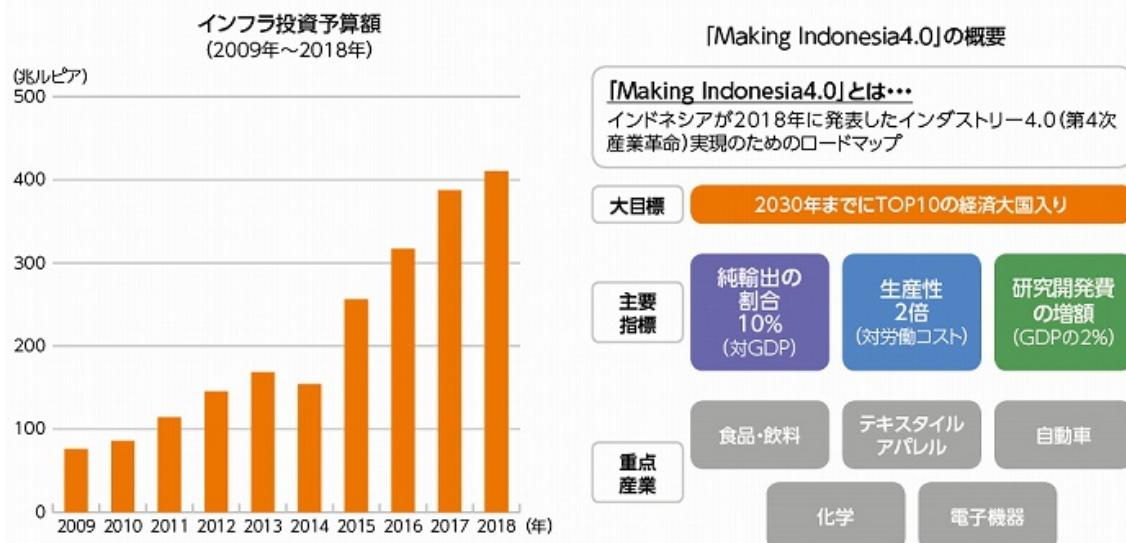
インドネシアの経済成長を牽引しているのが、民間消費と設備投資などの内需です。経済成長に伴う中間所得層の増加、インフラ整備計画の進展などから今後もこの傾向は継続する見込みです。



(出所) インドネシア中央統計庁、IMF、World Economic Outlook Database, April 2018、World Development Indicatorsをもとに
NNインベストメント・パートナーズ株式会社作成

3. 国際競争力を高めるための施策

インドネシアは、グローバル市場向けの生産拠点としての地位を高めるために、国をあげてインフラの整備や「Making Indonesia 4.0」と呼ばれる産業政策を掲げ、競争力の向上に努めています。



(出所) インドネシア財務省、インドネシア工業省の資料をもとにNNインベストメント・パートナーズ株式会社作成

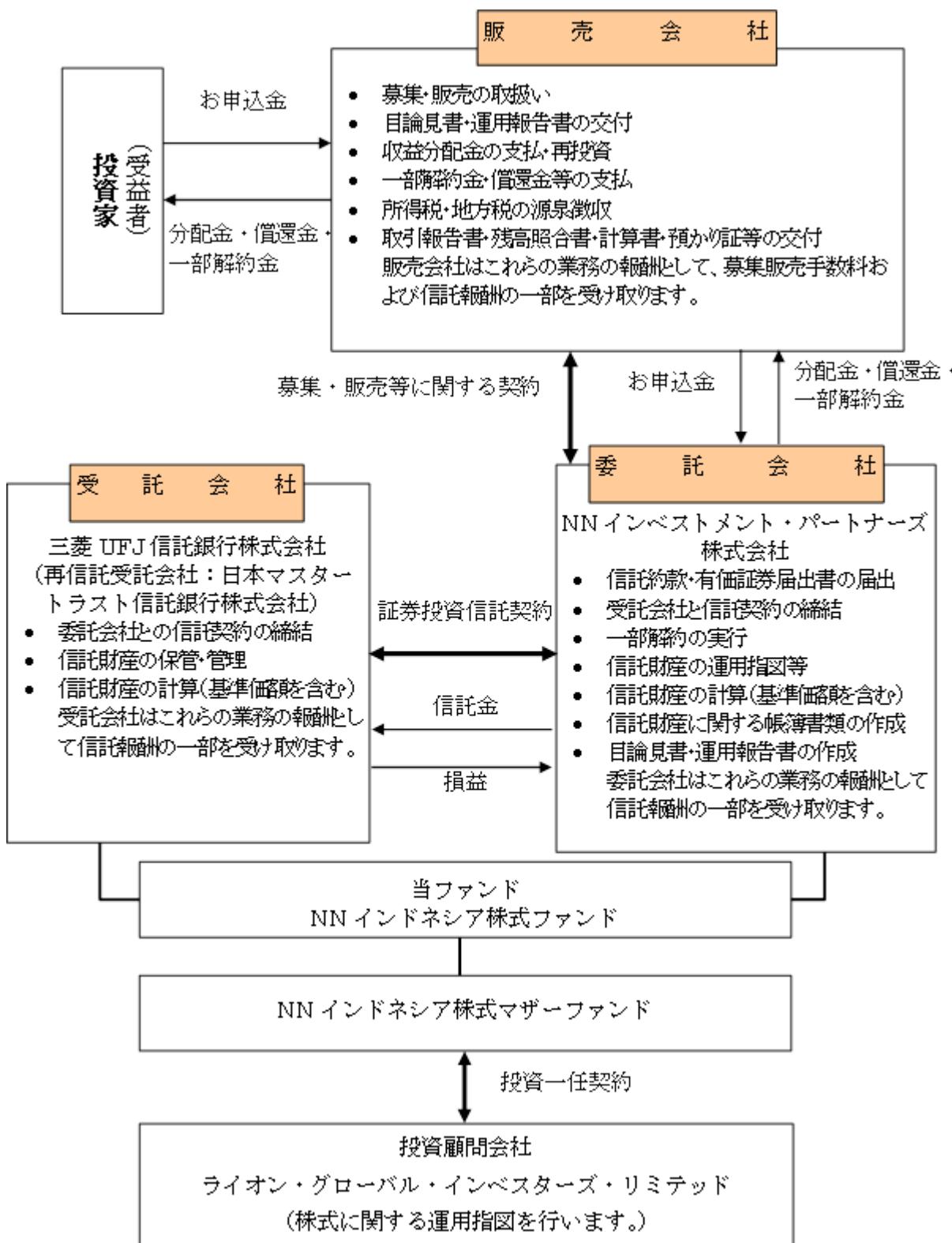
上記データは過去のものであり、将来の運用成果または投資収益を保証するものではありません。上記の予測・見解等は、本資料作成時点のものであり、予告なしに変更されます。

(2)【ファンドの沿革】

平成21年11月30日 当初設定、信託契約締結、運用開始

平成27年4月7日 ファンドの名称を「NNインドネシア株式ファンド」に変更

(3)【ファンドの仕組み】



<契約の主要な内容>

- 募集・販売等に関する契約(委託会社と各販売会社の契約)
- 募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受け付け、分配金、償還金および一部解約金の支払等に関する契約
- 証券投資信託契約(委託会社と受託会社間の契約)
- 証券投資信託の設定から償還までの運営に関する取り決め事項に関する契約
- 投資一任契約(委託会社と投資顧問会社間の契約)
- 委託会社より運用権限の全部または一部を投資顧問会社に委託するための契約

<委託会社の概況(本書提出日現在)>

資本金 4億8,000万円

沿革

平成11年9月8日	アイヌジー投信株式会社設立
平成11年9月30日	証券投資信託委託業の認可取得(金融再生委員会第16号)投資顧問業の登録(関東財務局長第884号)
平成12年11月30日	投資信託及び投資法人に関する法律の平成12年法97附則第9条に基づく投資信託委託業のみなし認可
平成17年8月31日	投資一任契約に係る業務の認可取得(内閣総理大臣第56号)
平成19年9月30日	金融商品取引業のみなし登録(関東財務局長(金商)第300号)
平成21年1月5日	第一種金融商品取引業の業務開始
平成27年4月7日	商号を「NNインベストメント・パートナーズ株式会社」に変更

大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
NNインベストメント・パートナーズ・インターナショナル・ホールディングスB.V.	オランダ王国ハーグ市2595AS スケンクガーデ65	9,350株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

NNインドネシア株式マザーファンドへの投資を通じて信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

投資態度

NNインドネシア株式マザーファンド受益証券への投資を通じインドネシアの企業の株式(預託証券(DR)を含みます。)に投資します。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

ジャカルタ総合指数を参考指数とします。なお、当ファンドは参考指数への連動や参考指数を上回ることを目標とするファンドではありません。

資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質組入割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

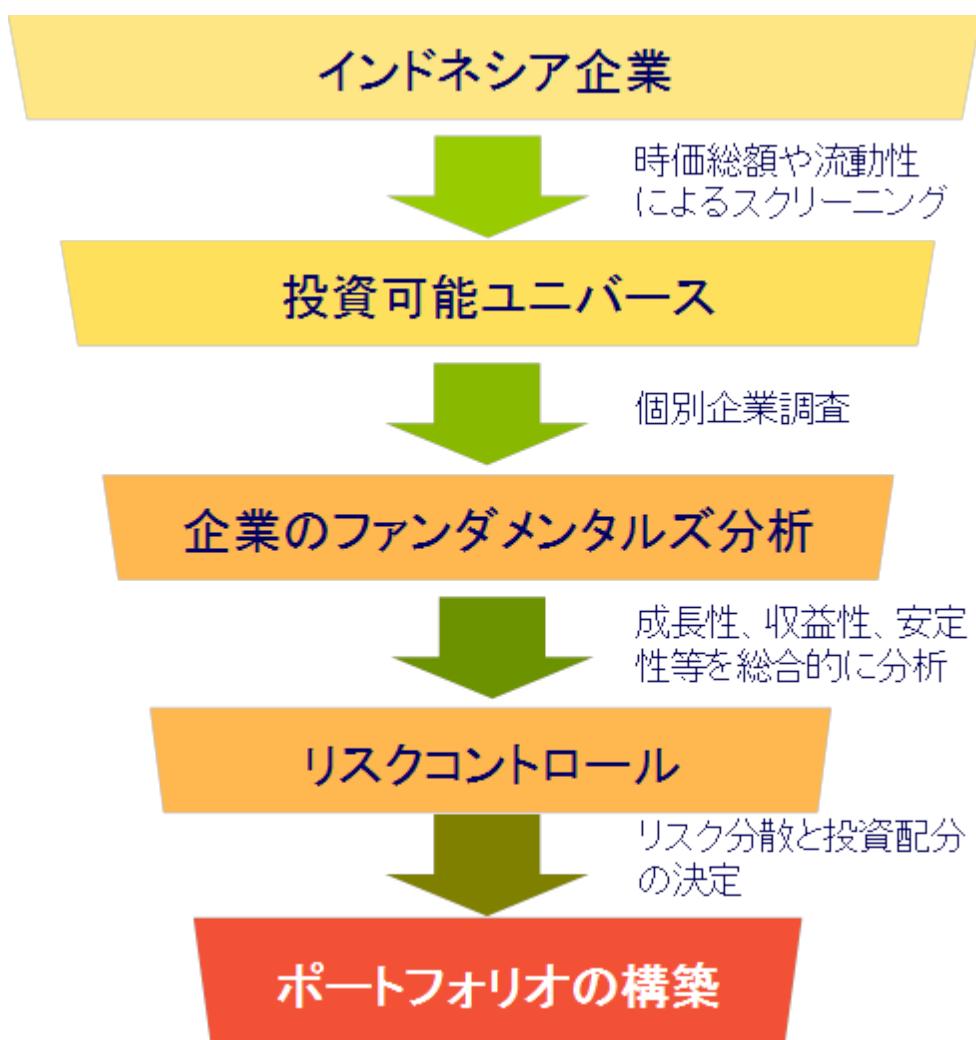
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質組入割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質組入割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

株式投資プロセス

NNインドネシア株式マザーファンドの投資銘柄選定プロセス

ボトムアップ・アプローチにより、成長性、収益性、安定性、流動性等を総合的に勘案して投資銘柄を選択し、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味して、ポートフォリオを構築します。



上記の運用プロセスは本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。(信託約款第15条)

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

a有価証券

bデリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。)

c金銭債権

d約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

a為替手形

委託会社は、信託金を、主として、NNインベストメント・パートナーズ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたNNインドネシア株式マザーファンドの受益証券および下記の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。(信託約款第16条第1項)

a株券または新株引受権証書

b国債証券

c地方債証券

d特別の法律により法人の発行する債券

e社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

f特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

g特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

h協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

i特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

jコマーシャル・ペーパー

k新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

l外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

m投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

n投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

o外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

pオプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

q預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

r外国法人が発行する譲渡性預金証書

s指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

t抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

u貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券に表示されるべきもの

v外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、aの証券または証書およびならびにqの証券または証書のうちaの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、bからfまでの証券およびならびにqの証券または証書のうちbからfまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、mの証券およびnの証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図することができます。(信託約款第16条第2項)

a預金

b指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

cコール・ローン

d手形割引市場において売買される手形

e貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

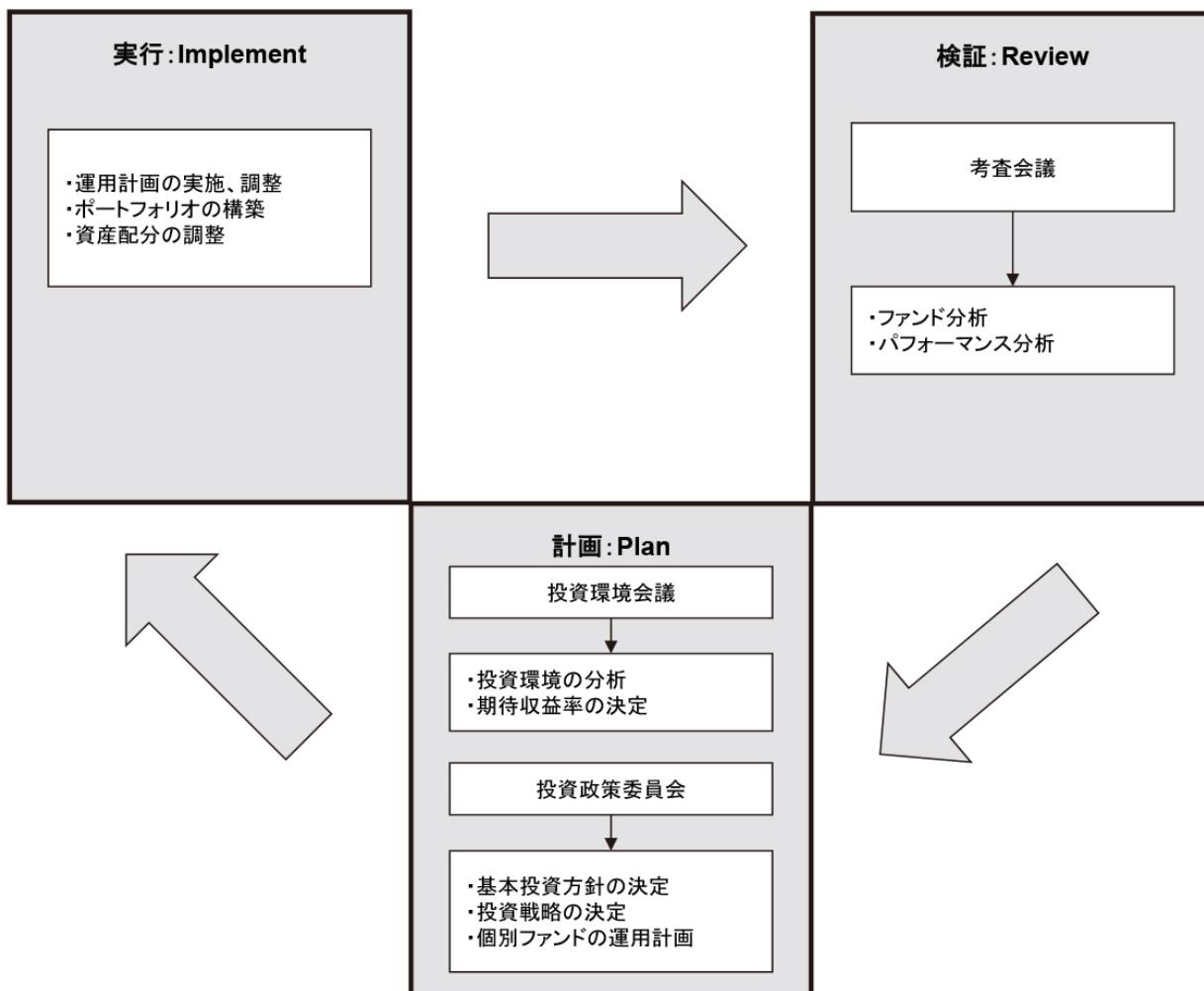
f外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前に規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前に掲げる金融商品により運用することの指図することができます。

(3)【運用体制】

運用体制

委託会社の運用体制は、以下の通りとなっております。本書提出日現在、20名程度が当該業務に従事しております。



「計画: Plan」

月次で開催される投資環境会議の主な内容は下記の通りです。

為替、株式、債券、商品市場の過去1ヶ月の動きを検証

株式、債券のバリュエーションを検討

マクロ経済シナリオを決定

各資産クラスの今後3ヶ月、12ヶ月の期待収益率を決定

投資政策委員会は当委員会規則に基づき、月次で開催されます。主な内容は下記の通りです。

投資方針を承認

投資実績の報告

ファンドの運用計画書の承認

複数資産クラスに投資するファンドの資産配分を決定

「実行: Implement」

運用計画の実施・調整

調査結果の討議

ポートフォリオの見直し

「検証:Review」

月次で開催される考查会議の主な内容は下記の通りです。

ファンドのパフォーマンス(対ベンチマーク、対他社設定ファンドとの相対比較等)を検証

ファンドパフォーマンスの要因分析

委託会社はNNインドネシア株式マザーファンドの運用指図に関する権限をライオン・グローバル・インベスター・リミテッドに委託します。運用計画の策定、運用状況の検証、権限の委託先の管理等は委託会社の運用本部が行います。

<受託会社に対する管理体制>

受託会社の資産管理業務に係る事務処理体制、事務執行に起因する事故等が生じた場合には、受託会社に対し事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めるとともに、業務部が事故報告書を作成し、コンプライアンス・リスク管理本部長宛に提出します。事故報告書は、月次のコンプライアンス委員会にて検証され、必要とされる場合には受託会社に対する業務改善要求、その他の措置を決定します。

業務部は、定期的に受託会社の財務内容等を調査し、受託業務を遂行するに十分な財政的基盤を維持していることを確認します。また、年次にて受託会社より監査法人が作成した「内部統制の整備及び運用状況報告書」を徴求し、受託会社の内部統制が受託業務を遂行するにつき十分な水準であることを確認します。

(4)【分配方針】

毎決算時(決算日をいいます。決算日は毎年6月7日および12月7日です。ただし、決算日が休業日の場合には翌営業日となります。)に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入(繰越分を含みます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針について

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

信託約款における投資制限

a投資信託証券への投資制限(信託約款第16条第4項)

投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質的な投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

b投資する株式等の範囲(信託約款第20条)

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) 前(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

c同一銘柄の株式等への投資制限(信託約款第21条)

(a) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(b) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(c) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d信用取引の指図範囲(信託約款第22条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株式について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

株式分割により取得する株券

有償増資により取得する株券

売出しにより取得する株券

信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

e先物取引等の運用指図・目的・範囲(信託約款第23条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

fスワップ取引の運用指図・目的・範囲(信託約款第24条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

g金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(信託約款第25条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

h各種派生商品の店頭取引の運用指図(信託約款第26条)

- (a) 委託会社は信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、次に掲げる取引（以下、hにおいて店頭取引といいます。）を行うことの指図をすることができます。
有価証券店頭指數等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに規定する取引をいいます。以下同じ。）
有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに規定する取引をいいます。以下同じ。）
有価証券店頭指數等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに規定する取引をいいます。以下同じ。）
店頭金融先物取引（金融商品取引法第2条第22項に規定する取引をいいます。以下同じ。）
- (b) 店頭取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 店頭取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。

i有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第27条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の要件の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

j 有価証券の空売りの指図および範囲(信託約款第28条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または信託約款第29条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図ができるものとします。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

k 有価証券の借入れ(信託約款第29条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

l 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第30条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m 外国為替予約の指図および範囲(信託約款第31条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図することができます。

(b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額の差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする為替予約の指図についてはこの限りではありません。

(c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

n 資金の借入れ(信託約款第38条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合

計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%をこえないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

o デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

「投資信託及び投資法人に関する法律」における投資制限

同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の総数が当該株式の発行済総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

[参考] 「NNインドネシア株式マザーファンド」の投資方針

(1) 基本方針

主にインドネシアの株式に投資し、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

(2) 運用方針

投資対象

インドネシアの企業の株式(預託証券(DR)を含みます。)を主要投資対象とします。

投資態度

a 株式への投資にあたっては、成長性、収益性、安定性、流動性等を総合的に勘案して投資銘柄を選択します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

b 株式(預託証券(DR)を含みます。)への投資比率は、高位を維持することを基本とします。ただし、現地市場が休場の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引下げる場合があります。

c 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

d ライオン・グローバル・インベスタートーズ・リミテッドに運用の指図に関する権限の一部または全部を委託します。

e ジャカルタ総合指数を参考指数とします。なお、当マザーファンドは参考指数への連動や参考指数を上回ることを目標とするファンドではありません。

f 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

(3) 投資制限

a 株式への投資割合には制限を設けません。

b 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

d 同一銘柄の株式への組入割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

e 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への組入割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

f 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの組入割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

g デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、外貨建株式など値動きのある証券に投資し、為替ヘッジを行いませんので、基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割込むこともあります。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行等の登録金融機関で当ファンドを購入された場合、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当ファンドの受益権の取得申込者は、当ファンドに係るリスク(以下の記載は当ファンドに係るすべてのリスクを網羅しているわけではありません。)を十分に認識していただきますよう、お願いいいたします。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a価格変動リスク

株式等は企業の業績、経済・政治動向、需給関係、その他の要因によりその価格が変動します。

b信用リスク

株式等の発行体企業の倒産または財務状況の悪化等により、当該企業の株式の価格は大きく値下がりし、または全く価値のないものになる可能性があります。

c為替変動リスク

当ファンドは、主として外貨建資産に実質的に投資を行いますので、為替変動リスクがあります。当ファンドは為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接的に受け、投資している通貨に対し円高になることが当ファンドの基準価額の下落要因となります。

dカントリーリスク

一般に株式等への投資は、その国の政治・経済動向、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象株式等の発行国・地域の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・資本市場が混乱し、資産価値が大きく変動することがあります。また、エマージング・マーケット(新興国市場)は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、前記各リスクが大きくなる傾向があります。また、情報開示制度や決済システム等が十分でない場合があることから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これらにより、当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

e流動性リスク

株式等の有価証券を売買する場合、その相手方が存在しなければ取引が成立しません。特に、売買しようとする株式等の流通量が少ない場合等には、当ファンドが最適と考えるタイミング・価格で売買できない可能性があります。この場合、享受できるべき値上がり益が少なくなったり、または、被る損失が増加したりする可能性があります。

f解約資金の流出に伴うリスク

大量の解約資金を手当てするために保有する株式等を売却する場合、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。さらに、当ファンドはファミリーファンド方式による運用のため、マザーファンドの受益証券に投資する他のファンドの資金動向によても当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。また、売却した株式等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約金の支払いに対応する場合があり、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

g換金性が制限されるリスク

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。投資対象国の政治・経済情勢の変化等による取引所における取引の停止、為替取引の停止、海外送金の制限、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。

h 投資対象に係る留意点

当ファンドは、特定の国・地域に絞った銘柄選定を行い、ポートフォリオを構築しますので、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク、流動性リスクが相対的に大きくなる傾向にあり、当ファンドの基準価額の動きが大きくなる場合があります。

i その他の留意点

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、分配金はファンドの純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。

(2) リスク管理体制

委託会社の投資リスクの管理体制は以下の通りです。法令・規則の変更等への対応につきましては、適宜適切に対応しております。

日常のリスク管理

投資に関するリスクは、CIO(チーフ・インベストメント・オフィサー)およびコンプライアンス・リスク管理本部によってモニターされております。売買執行の管理については、売買執行をファンドマネージャーとは原則として別のトレーダーが行い、相互牽制機能を働かせています。また、日々コンプライアンス・リスク管理本部が売買伝票をチェックし、その内容について適正かどうかの管理がなされています。

考查会議(月次)

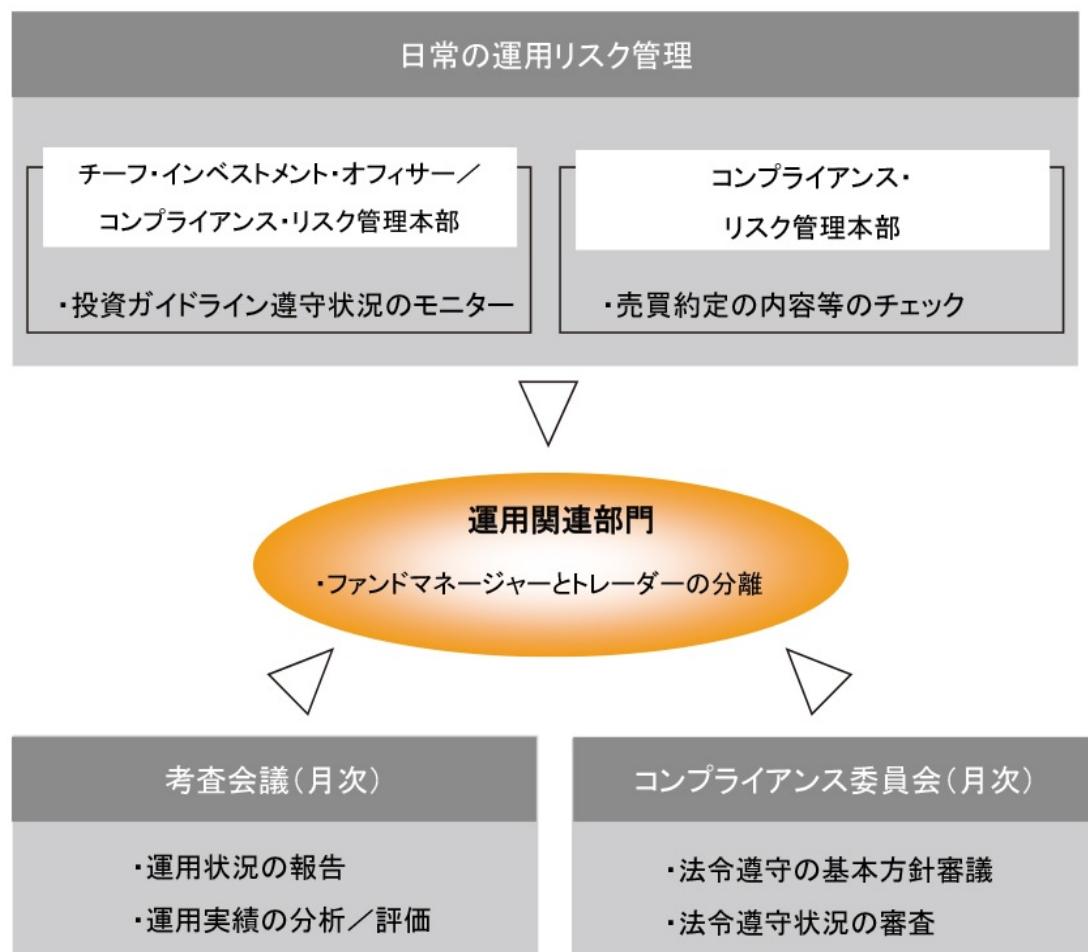
ファンドの信託財産に関し、運用状況の報告、運用実績の分析および評価について考查します。

コンプライアンス委員会(月次)

会社全般の法令遵守および業務リスク管理に関する基本方針を審議、決定すると共に、法令遵守状況や業務リスクの状況を審査します。

種類	管理の頻度	管理方法
売買発注	日次	コンプライアンス・リスク管理本部が売買伝票をチェック
投資ガイドライン	月次・日次	CIOおよびコンプライアンス・リスク管理本部によりモニター
考查会議	月次	運用状況報告および運用実績の分析・評価
コンプライアンス委員会	月次	法令遵守・業務リスク状況の審査
法令・規則の変更等	適宜	コンプライアンス・リスク管理本部が関係者に連絡し、電子メール等により周知、また必要に応じ説明会を開催

ファンドのリスク管理体制



参考情報



左グラフは2013年8月から2018年7月の各月末におけるファンドの直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
右グラフは同期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なります。分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

資産クラス	指標名称	権利者
日本株	TOPIX(東証株価指数)(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

*騰落率は、各権利者が提供する指標をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

海外の指標は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各指標に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。また、株式会社野村総合研究所および各指標の権利者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行わないほか、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

<各資産クラスの指標について>

TOPIX(東証株価指数)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」)の知的財産であり、当指標の算出、指標値の公表、利用に関するすべての権利は「株東京証券取引所」が有しています。「株東京証券取引所」は、当指標の算出もしくは公表の方法の変更、算出もしくは公表の停止、また商標の変更もしくは使用的の停止を行う権利を有しています。

MSCI KOKUSAI(配当込み、円ベース)およびMSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース))に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより開発、算出、および公表されている債券インデックスです。

JPモルガンGBI EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金^{*}あるいは取得申込口数に応じて、3.78%(税抜き 3.5%)を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は、ファンドあるいは投資環境に関する情報提供等、ならびにファンドの購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

* 取得申込金額とは、1口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれます。

申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03 - 5210 - 0653 (営業日の9:00 ~ 17:00)

販売会社によっては、当該販売会社で前3ヵ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の1年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。ただし、信託終了前のご換金の際に「信託財産留保額」をご負担いただきます。詳細は「第2 管理及び運営」の「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。「信託財産留保額」は換金を行う受益者と保有を継続する受益者との公平を図るためのもので、換金により発生する組入れ資産の売却等の費用を賄うために信託財産の一部としてファンド内に留保されます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年1.836%(税抜き1.7%)の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。この場合、消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産総額に対し 年率0.8964%(税抜き 0.83%)
	販売会社 当該純資産総額に対し 年率0.864% (税抜き 0.80%)
	受託会社 当該純資産総額に対し 年率0.0756% (税抜き 0.07%)

信託報酬を対価とする役務の主な内容は下記の通りです。

委託会社: ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等を行います。

販売会社: 購入後の情報提供、各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等を行います。

受託会社: 信託財産の管理や委託会社からの運用指図を実行します。

上記 の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から收受した後、販売会社に支払われます。

委託会社が受ける信託報酬にはNNインドネシア株式マザーファンドの運用委託先への報酬(年率0.415%以内)が含まれています。

(4)【その他の手数料等】

組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託報酬および売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産保管に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用、ファンドの借入金利息ならびに借入れの手続きにかかる費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、当該計算期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額、もしくは固定額を毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。信託財産の財務諸表の監査に要する費用とは、監査法人に支払うファンドの監査に関する費用をいいます。

ファンドの申込手数料、信託報酬等、その他の手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

<収益分配金について>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として20.315%(所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。また、平成50年1月1日からは上記の20.315%の税率は下記の内容に変更される予定です。

平成50年1月1日以降	20% (所得税15% 地方税5%)
-------------	--------------------

<一部解約金、償還金について>

一部解約時および償還時の差益(一部解約時および償還時の価額から取得費(税込申込手数料を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなして20.315%(所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行われます。また、平成50年1月1日からは上記の20.315%の税率は下記の内容に変更される予定です。

平成50年1月1日以降	20% (所得税15% 地方税5%)
-------------	--------------------

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、地方税の源泉徴収はなくなり、15.315%(所得税15% 復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税

対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。上記15.315%の税率は平成50年1月1日からは、下記の内容に変更される予定です。

平成50年1月1日以降	15% (所得税15%)
-------------	--------------

<注1> 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合には当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

<注3> 税制改正等について

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成30年 7月31日現在)			
資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,162,969,926	100.3
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5,825,603	0.3
合計(純資産総額)		2,157,144,323	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

[参考]親投資信託の投資状況

NNインドネシア株式マザーファンド

(平成30年 7月31日現在)			
資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	インドネシア	1,995,355,437	92.3
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		167,596,666	7.7
合計(純資産総額)		2,162,952,103	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】(平成30年7月31日現在)

イ) 主要投資銘柄

銘柄	業種	数量 口	簿価単価 円	簿価金額 円	評価単価 円	評価金額 円	投資比率 %
NNインドネシア株式マザーファンド	-	952,976,132	2.3713	2,259,876,929	2.2697	2,162,969,926	100.3

注：投資比率は、純資産総額に対する銘柄の評価額の比率です。

ロ) 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.3
合計	100.3

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

[参考] 親投資信託の投資状況

NNインドネシア株式マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄(平成30年7月31日現在)

イ) 主要投資銘柄(組入上位30銘柄)

	種類	国名	銘柄名	通貨	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	株式	インドネシア	BANK CENTRAL ASIA PT	IDR	金融	1,115,800	164.37	183,405,727	179.21	199,970,886	9.2
2	株式	インドネシア	HM SAMPOERNA TBK PT	IDR	消費財	5,600,000	33.51	187,696,197	30.33	169,892,800	7.9
3	株式	インドネシア	BANK RAKYAT INDONESIA	IDR	金融	6,114,800	26.49	162,011,604	23.71	145,018,597	6.7
4	株式	インドネシア	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK	IDR	インフラ・公益	4,295,600	31.65	135,993,113	30.10	129,327,629	6.0
5	株式	インドネシア	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	IDR	その他製造業	2,053,100	63.35	130,073,829	54.67	112,242,977	5.2
6	株式	インドネシア	UNILEVER INDONESIA TBK PT	IDR	消費財	298,600	382.30	114,156,273	339.57	101,395,602	4.7
7	株式	インドネシア	BANK MANDIRI TBK	IDR	金融	1,949,708	57.55	112,220,319	51.78	100,960,755	4.7
8	株式	インドネシア	UNITED TRACTORS TBK PT	IDR	商業・サービス	236,263	255.37	60,334,530	276.62	65,355,662	3.0
9	株式	インドネシア	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	IDR	消費財	759,700	68.37	51,943,865	67.56	51,331,030	2.4
10	株式	インドネシア	MAYORA INDAH PT	IDR	消費財	2,021,525	16.32	32,999,374	24.17	48,876,431	2.3
11	株式	インドネシア	GUDANG GARAM TBK PT	IDR	消費財	81,000	602.70	48,819,063	572.88	46,403,280	2.1
12	株式	インドネシア	ADARO ENERGY PT	IDR	鉱業	2,432,000	13.81	33,600,095	16.09	39,138,176	1.8
13	株式	インドネシア	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	IDR	商業・サービス	5,910,200	4.85	28,670,380	6.19	36,634,375	1.7
14	株式	インドネシア	XL AXIATA TBK PT	IDR	インフラ・公益	1,575,000	19.85	31,276,822	21.71	34,199,550	1.6
15	株式	インドネシア	INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	IDR	消費財	676,700	55.69	37,687,829	48.31	32,696,452	1.5
16	株式	インドネシア	CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	IDR	素材・化学	908,400	22.25	20,214,626	35.57	32,315,422	1.5
17	株式	インドネシア	SEMENT INDONESIA PERSERO TBK	IDR	素材・化学	530,300	72.18	38,281,031	60.44	32,053,983	1.5
18	株式	インドネシア	INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	IDR	鉱業	138,000	174.16	24,035,289	231.00	31,878,000	1.5
19	株式	インドネシア	BANK DANAMON INDONESIA TBK	IDR	金融	642,900	43.56	28,008,968	48.12	30,939,563	1.4
20	株式	インドネシア	ELANG MAHKOTA TEKNOLOGI TBK	IDR	商業・サービス	439,000	76.23	33,464,970	68.53	30,084,670	1.4
21	株式	インドネシア	KALBE FARMA PT	IDR	消費財	2,830,100	12.31	34,839,796	10.16	28,765,136	1.3
22	株式	インドネシア	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	IDR	素材・化学	233,100	145.91	34,012,787	114.73	26,743,563	1.2
23	株式	インドネシア	PABRIK KERTAS TJIWI KIMIA PT	IDR	素材・化学	230,600	91.63	21,129,878	105.87	24,414,775	1.1
24	株式	インドネシア	MITRA ADIPERKASA TBK PT	IDR	商業・サービス	3,600,600	5.12	18,464,597	6.58	23,704,550	1.1

25	株式	インドネシア	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	IDR	不動産	2,829,970	8.65	24,484,441	8.12	22,989,261	1.1
26	株式	インドネシア	BANK NEGARA INDONESIA PT	IDR	金融	383,066	65.64	25,145,410	57.75	22,122,062	1.0
27	株式	インドネシア	MATAHARI DEPARTMENT STORE	IDR	商業・サービス	278,100	77.77	21,627,837	73.15	20,343,015	0.9
28	株式	インドネシア	MALINDO FEEDMILL TBK PT	IDR	素材・化学	2,183,000	6.53	14,260,539	8.85	19,330,465	0.9
29	株式	インドネシア	VALE INDONESIA TBK	IDR	鉱業	481,400	20.63	9,934,171	35.88	17,273,595	0.8
30	株式	インドネシア	ASTRA AGRO LESTARI TBK PT	IDR	農業	195,177	102.79	20,063,219	84.89	16,569,063	0.8

注：投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

口) 種類別および業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	消費財	24.1
		金融	23.3
		商業・サービス	11.5
		インフラ・公益	10.3
		素材・化学	6.3
		その他製造業	5.4
		不動産	5.3
		鉱業	4.9
		農業	1.3
合計			92.3

投資不動產物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (平成22年 6月 7日)	3,947	4,291	1.1458	1.2458
第2計算期間末 (平成22年12月 7日)	6,056	6,584	1.2597	1.3697
第3計算期間末 (平成23年 6月 7日)	7,556	7,676	1.2675	1.2875
第4計算期間末 (平成23年12月 7日)	5,125	5,125	1.1536	1.1536
第5計算期間末 (平成24年 6月 7日)	4,413	4,413	1.1488	1.1488
第6計算期間末 (平成24年12月 7日)	4,177	4,417	1.2221	1.2921
第7計算期間末 (平成25年 6月 7日)	4,170	4,756	1.4211	1.6211
第8計算期間末 (平成25年12月 9日)	3,156	3,156	1.0416	1.0416
第9計算期間末 (平成26年 6月 9日)	2,938	3,220	1.1469	1.2569
第10計算期間末 (平成26年12月 8日)	3,225	3,526	1.2863	1.4063
第11計算期間末 (平成27年 6月 8日)	3,384	3,384	1.2339	1.2339
第12計算期間末 (平成27年12月 7日)	2,672	2,672	1.0595	1.0595
第13計算期間末 (平成28年 6月 7日)	2,483	2,483	1.0483	1.0483
第14計算期間末 (平成28年12月 7日)	2,517	2,607	1.1156	1.1556
第15計算期間末 (平成29年 6月 7日)	2,529	2,573	1.1407	1.1607
第16計算期間末 (平成29年12月 7日)	2,458	2,521	1.1638	1.1938
第17計算期間末 (平成30年 6月 7日)	2,320	2,320	1.1237	1.1237
平成29年 7月末日	2,551		1.1563	
8月末日	2,566		1.1650	
9月末日	2,550		1.1670	
10月末日	2,526		1.1814	
11月末日	2,531		1.1983	
12月末日	2,622		1.2304	
平成30年 1月末日	2,607		1.2232	
2月末日	2,531		1.1975	
3月末日	2,314		1.1062	
4月末日	2,201		1.0650	
5月末日	2,232		1.0802	
6月末日	2,032		0.9984	
7月末日	2,157		1.0723	

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期	平成21年11月30日～平成22年 6月 7日	1,000
第2期	平成22年 6月 8日～平成22年12月 7日	1,100
第3期	平成22年12月 8日～平成23年 6月 7日	200
第4期	平成23年 6月 8日～平成23年12月 7日	0
第5期	平成23年12月 8日～平成24年 6月 7日	0
第6期	平成24年 6月 8日～平成24年12月 7日	700
第7期	平成24年12月 8日～平成25年 6月 7日	2,000
第8期	平成25年 6月 8日～平成25年12月 9日	0
第9期	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	1,100
第10期	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	1,200
第11期	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	0
第12期	平成27年 6月 9日～平成27年12月 7日	0
第13期	平成27年12月 8日～平成28年 6月 7日	0
第14期	平成28年 6月 8日～平成28年12月 7日	400
第15期	平成28年12月 8日～平成29年 6月 7日	200
第16期	平成29年 6月 8日～平成29年12月 7日	300
第17期	平成29年12月 8日～平成30年 6月 7日	0

[収益率の推移]

期	計算期間	収益率(%)
第1期	平成21年11月30日～平成22年 6月 7日	24.6
第2期	平成22年 6月 8日～平成22年12月 7日	19.5
第3期	平成22年12月 8日～平成23年 6月 7日	2.2
第4期	平成23年 6月 8日～平成23年12月 7日	9.0
第5期	平成23年12月 8日～平成24年 6月 7日	0.4
第6期	平成24年 6月 8日～平成24年12月 7日	12.5
第7期	平成24年12月 8日～平成25年 6月 7日	32.6
第8期	平成25年 6月 8日～平成25年12月 9日	26.7
第9期	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	20.7
第10期	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	22.6
第11期	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	4.1
第12期	平成27年 6月 9日～平成27年12月 7日	14.1
第13期	平成27年12月 8日～平成28年 6月 7日	1.1
第14期	平成28年 6月 8日～平成28年12月 7日	10.2
第15期	平成28年12月 8日～平成29年 6月 7日	4.0
第16期	平成29年 6月 8日～平成29年12月 7日	4.7
第17期	平成29年12月 8日～平成30年 6月 7日	3.4

注：各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	平成21年11月30日～平成22年 6月 7日	7,907,995,197	4,462,780,256
第2期	平成22年 6月 8日～平成22年12月 7日	4,306,760,411	2,944,600,697
第3期	平成22年12月 8日～平成23年 6月 7日	4,813,737,779	3,659,119,676
第4期	平成23年 6月 8日～平成23年12月 7日	1,391,612,195	2,910,744,378
第5期	平成23年12月 8日～平成24年 6月 7日	1,399,816,385	2,001,272,676
第6期	平成24年 6月 8日～平成24年12月 7日	877,579,352	1,300,363,914
第7期	平成24年12月 8日～平成25年 6月 7日	1,400,557,934	1,884,793,910
第8期	平成25年 6月 8日～平成25年12月 9日	1,129,966,554	1,033,943,488
第9期	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	479,389,443	947,704,507
第10期	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	601,913,661	656,157,212
第11期	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	693,768,475	458,708,125
第12期	平成27年 6月 9日～平成27年12月 7日	173,946,102	394,699,788
第13期	平成27年12月 8日～平成28年 6月 7日	86,670,616	240,014,864
第14期	平成28年 6月 8日～平成28年12月 7日	63,890,189	176,290,399
第15期	平成28年12月 8日～平成29年 6月 7日	207,503,412	246,431,816
第16期	平成29年 6月 8日～平成29年12月 7日	160,655,386	266,065,649
第17期	平成29年12月 8日～平成30年 6月 7日	195,238,087	242,198,513

注：第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

基準日：2018年7月31日

基準価額・純資産の推移



主要な資産の状況(NNインドネシア株式マザーファンド)

資産別投資割合

資産の種類	比率
インドネシア株式	92.3%
現金等	7.7%
合計	100.0%

※比率は純資産総額に対する割合です。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	比率
1	パンク・セントラル・アジア	金融	9.2%
2	ハンジャヤ・マンダラ・サンプルナ	消費財	7.9%
3	パンク・ラクヤット・インドネシア	金融	6.7%
4	テレコムニカシ・インドネシア	インフラ・公益	6.0%
5	アストラ・インターナショナル	その他製造業	5.2%
6	ユニリーバ・インドネシア	消費財	4.7%
7	パンク・マンディリ	金融	4.7%
8	ユナイテッド・トラクターズ	商業・サービス	3.0%
9	インドフード CBP サクセス・マクムール	消費財	2.4%
10	マヨラ・インダ	消費財	2.3%

年間收益率の推移



※2009年は設定日(11月30日)から年末までの收益率です。

※收益率は税引前の分配金を再投資したとみなして計算しています。当ファンドにベンチマークはありません。

ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。委託会社のホームページでファンドの運用状況を適宜開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後に自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるつど収益分配金を受取る「一般コース」があり、取扱い可能なコースは販売会社により異なる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。

受益権の申込単位は販売会社が定める単位とします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします(申込手数料はかかりません。)。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、インドネシア証券取引所の休場日、インドネシアの銀行の休業日、シンガポールの銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金(解約)することができます。換金単位は販売会社が定める単位とします。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、インドネシア証券取引所の休場日、インドネシアの銀行の休業日、シンガポールの銀行の休業日においては、換金の申込みを受付けないものとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設けさせて頂く場合があります。一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.5%)を控除した額となります。

ファンの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03 - 5210 - 0653 (営業日の9:00 ~ 17:00)

委託会社のホームページ

アドレス www.nnip.co.jp

解約代金の支払いは原則として解約の請求受付日から起算して6営業日目から販売会社で支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の解約の受付を中止することがあります。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがって当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。この場合、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、原則として、委託会社の営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日、1月3日以外の日とします。）に計算されます。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができますほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（営業日の9:00～17:00）

委託会社のホームページ

アドレス www.nnip.co.jp

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、後記(5)aにより信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年6月8日から12月7日まで、および12月8日から翌年6月7日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

a信託の終了

(a) 委託会社は、当ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、前(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(c) 前(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が

議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (d) 前(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 前(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前(b)から(d)までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- (f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「b 信託約款の変更」の手続きにおいて書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間ににおいて存続します。
- (h) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は当「b 信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、前(a)の事項(変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c) 前(b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前(b)から前(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前(a)から前(f)までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行ふことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更することができます。この場合、前(a)から前(g)までの手続きを準用します。

c 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部を解約することにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または信託約款の重大な変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

d 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとおよび償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

e 公告

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

f 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヶ月(または1ヶ月)前までに、委託会社および販売

会社いざれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(参考)

NNインドネシア株式マザーファンドの運用に関して、委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資一任契約の有効期間は、無期限とします。ただし、委託会社または投資顧問会社が他方の当事者に対し、90日前までに通知することにより契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(1)収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しなかったときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3)受益権の換金(一部解約の実行)請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を請求することにより、委託会社に受益権の換金を請求することができます。

(4)受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

(5)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規則により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間(平成29年12月8日から平成30年6月7日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【NNインドネシア株式ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第16期計算期間末 (平成29年12月 7日現在)	第17期計算期間末 (平成30年 6月 7日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	88,557,838	24,150,353
親投資信託受益証券	2,458,031,142	2,320,513,575
流動資産合計	<u>2,546,588,980</u>	<u>2,344,663,928</u>
資産合計	<u>2,546,588,980</u>	<u>2,344,663,928</u>
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	63,362,152	-
未払解約金	1,245,537	1,698,193
未払受託者報酬	977,158	918,343
未払委託者報酬	22,753,803	21,384,130
その他未払費用	140,337	131,579
流動負債合計	<u>88,478,987</u>	<u>24,132,245</u>
負債合計	<u>88,478,987</u>	<u>24,132,245</u>
純資産の部		
元本等		
元本	2,112,071,736	2,065,111,310
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金 ()	346,038,257	255,420,373
(分配準備積立金)	-	6,710,416
元本等合計	<u>2,458,109,993</u>	<u>2,320,531,683</u>
純資産合計	<u>2,458,109,993</u>	<u>2,320,531,683</u>
負債純資産合計	<u>2,546,588,980</u>	<u>2,344,663,928</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第16期計算期間 自 平成29年 6月 8日 至 平成29年12月 7日	第17期計算期間 自 平成29年12月 8日 至 平成30年 6月 7日
営業収益		
有価証券売買等損益	140,758,885	62,817,567
営業収益合計	<u>140,758,885</u>	<u>62,817,567</u>
営業費用		
受託者報酬	977,158	918,343
委託者報酬	22,753,803	21,384,130
その他費用	143,798	135,385
営業費用合計	<u>23,874,759</u>	<u>22,437,858</u>
営業利益又は営業損失()	<u>116,884,126</u>	<u>85,255,425</u>
経常利益又は経常損失()	<u>116,884,126</u>	<u>85,255,425</u>
当期純利益又は当期純損失()	<u>116,884,126</u>	<u>85,255,425</u>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	9,326,961	32,190
期首剩余金又は期首次損金()	<u>312,070,126</u>	<u>346,038,257</u>
剩余金増加額又は欠損金減少額	27,366,334	34,778,888
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	27,366,334	34,778,888
剩余金減少額又は欠損金増加額	<u>37,593,216</u>	<u>40,173,537</u>
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	37,593,216	40,173,537
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	<u>63,362,152</u>	<u>-</u>
期末剩余金又は期末欠損金()	<u>346,038,257</u>	<u>255,420,373</u>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第16期計算期間末 (平成29年12月 7日現在)	第17期計算期間末 (平成30年 6月 7日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,112,071,736口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,065,111,310口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 1.1638円 (11,638円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 1.1237円 (11,237円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16期計算期間 自 平成29年 6月 8日 至 平成29年12月 7日	第17期計算期間 自 平成29年12月 8日 至 平成30年 6月 7日																																																												
1. 当ファンドの主要投資対象である、NNインドネシア株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用に係わる権限の全部または一部を委託する為に要する費用 支払金額 4,284,268円	1. 当ファンドの主要投資対象である、NNインドネシア株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用に係わる権限の全部または一部を委託する為に要する費用 支払金額 4,026,186円																																																												
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>10,688,479円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>394,746,603円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>3,965,327円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>409,400,409円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>2,112,071,736口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>1,938円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>63,362,152円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	10,688,479円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	394,746,603円	分配準備積立金額	D	3,965,327円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	409,400,409円	当ファンドの期末残存口数	F	2,112,071,736口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,938円	10,000口当たり分配金額	H	300円	収益分配金額	I=F × H/10,000	63,362,152円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>6,710,416円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>248,709,957円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>255,420,373円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>2,065,111,310口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>1,236円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,710,416円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	248,709,957円	分配準備積立金額	D	0円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	255,420,373円	当ファンドの期末残存口数	F	2,065,111,310口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,236円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金額	I=F × H/10,000	0円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	10,688,479円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	394,746,603円																																																											
分配準備積立金額	D	3,965,327円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	409,400,409円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,112,071,736口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,938円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	300円																																																											
収益分配金額	I=F × H/10,000	63,362,152円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	6,710,416円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	248,709,957円																																																											
分配準備積立金額	D	0円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	255,420,373円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,065,111,310口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,236円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金額	I=F × H/10,000	0円																																																											

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第16期計算期間 自 平成29年 6月 8日 至 平成29年12月 7日	第17期計算期間 自 平成29年12月 8日 至 平成30年 6月 7日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク	2. 金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク

<p>当ファンドは、有価証券、金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。保有する有価証券の内容については、有価証券に関する注記に記載されております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス・リスク管理本部及びCIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>価格変動リスク及び為替変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。</p> <p>信用リスク及び流動性リスクの管理</p> <p>格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p>	<p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>同左</p>
--	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

第16期計算期間末 (平成29年12月 7日現在)	第17期計算期間末 (平成30年 6月 7日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>同左</p>
<p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。</p> <p>金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第16期計算期間 自 平成29年 6月 8日 至 平成29年12月 7日	第17期計算期間 自 平成29年12月 8日 至 平成30年 6月 7日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	127,271,793	61,619,540
合計	127,271,793	61,619,540

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第16期計算期間 自 平成29年 6月 8日 至 平成29年12月 7日	第17期計算期間 自 平成29年12月 8日 至 平成30年 6月 7日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

第16期計算期間 自 平成29年 6月 8日 至 平成29年12月 7日	第17期計算期間 自 平成29年12月 8日 至 平成30年 6月 7日
期首元本額	2,217,481,999円
期中追加設定元本額	160,655,386円
期中一部解約元本額	266,065,649円
	期首元本額 2,112,071,736円
	期中追加設定元本額 195,238,087円
	期中一部解約元本額 242,198,513円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	NNインドネシア株式マザーファンド	978,087,914	2,320,513,575	
	合計	978,087,914	2,320,513,575	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「NNインドネシア株式マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

NNインドネシア株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(平成30年 6月 7日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	109,085,281
金銭信託	19,957,208
株式	2,173,549,287
未収入金	10,078,869
未収配当金	7,809,039
流動資産合計	2,320,479,684
資産合計	2,320,479,684

負債の部

流動負債	
その他未払費用	3,003
流動負債合計	3,003
負債合計	3,003
純資産の部	
元本等	
元本	978,087,914
剰余金	
剰余金又は欠損金()	1,342,388,767
元本等合計	2,320,476,681
純資産合計	2,320,476,681
負債純資産合計	2,320,479,684

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、配当落ち日において確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 (3) 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

(平成30年 6月 7日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	978,087,914口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,3725円
(10,000口当たり純資産額)	(23,725円)

(その他の注記)

(平成30年 6月 7日現在)	
子ファンドの期首	平成29年12月 8日
期首元本額	1,009,292,577円
対象期間中の追加設定元本額	47,037,118円
対象期間中の一部解約元本額	78,241,781円
期末元本額	978,087,914円

平成30年 6月 7日現在の元本の内訳
NNインドネシア株式ファンド

978,087,914円

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	

株式	インドネシア ピア	ADARO ENERGY PT	1,955,800	1,985.00	3,882,263,000.00	
		DELTA DUNIA PETROINDO TBK PT	817,400	915.00	747,921,000.00	
		INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	138,000	27,650.00	3,815,700,000.00	
		UNITED TRACTORS TBK PT	236,263	35,475.00	8,381,429,925.00	
		ANEKA TAMBANG TBK PT	1,757,700	995.00	1,748,911,500.00	
		HOLCIM INDONESIA TBK PT	214,600	655.00	140,563,000.00	
		INDOCEMENT TUNGKAL PRAKARSA	233,100	17,100.00	3,986,010,000.00	
		PABRIK KERTAS TJIWI KIMIA PT	268,200	15,825.00	4,244,265,000.00	
		SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	530,300	8,700.00	4,613,610,000.00	
		VALE INDONESIA TBK	481,400	4,250.00	2,045,950,000.00	
		ACSET INDONUSA TBK PT	458,680	2,770.00	1,270,543,600.00	
		ADHI KARYA PERSERO TBK PT	877,954	1,930.00	1,694,451,220.00	
		AKR CORPORINDO TBK PT	301,200	4,700.00	1,415,640,000.00	
		PEMBANGUNAN PERUMAHAN PERSERO TBK	689,208	2,610.00	1,798,832,880.00	
		WASKITA KARYA PERSERO TBK PT	844,699	2,410.00	2,035,724,590.00	
		WIJAYA KARYA PT	1,545,706	1,615.00	2,496,315,190.00	
		BLUE BIRD TBK PT	338,900	2,860.00	969,254,000.00	
		JASA ARMADA INDONESIA PT	3,792,800	406.00	1,539,876,800.00	
		JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	304,676	4,580.00	1,395,416,080.00	
		MITRABAHTERA SEGARA SEJATI T	468,800	620.00	290,656,000.00	
		ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	1,961,800	6,975.00	13,683,555,000.00	
		INTEGRA INDOCABINET TBK PT	2,001,400	550.00	1,100,770,000.00	
		ELANG MAHKOTA TEKNOLOGI TBK	449,000	8,950.00	4,018,550,000.00	
		SURYA CITRA MEDIA PT TBK	834,100	2,380.00	1,985,158,000.00	
		ACE HARDWARE INDONESIA	905,600	1,315.00	1,190,864,000.00	
		INDOMOBIL SUKSES INTERNASION	174,000	3,680.00	640,320,000.00	
		MATAHARI DEPARTMENT STORE	278,100	8,850.00	2,461,185,000.00	
		MITRA ADIPERKASA TBK PT	4,227,000	840.00	3,550,680,000.00	
		TPHONE MOBILE INDONESIA TBK	732,300	830.00	607,809,000.00	
		HERO SUPERMARKET TBK PT	499,100	930.00	464,163,000.00	
		SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	6,281,000	705.00	4,428,105,000.00	
		ASTRA AGRO LESTARI TBK PT	294,977	11,800.00	3,480,728,600.00	
		CHAROEN POKPHAND INDONESI PT	908,400	3,740.00	3,397,416,000.00	
		GUDANG GARAM TBK PT	81,000	68,225.00	5,526,225,000.00	
		HM SAMPOERNA TBK PT	5,600,000	3,720.00	20,832,000,000.00	
		INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	759,700	8,850.00	6,723,345,000.00	
		INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	676,700	6,975.00	4,719,982,500.00	
		MALINDO FEEDMILL TBK PT	967,700	735.00	711,259,500.00	
		MAYORA INDAH PT	2,243,025	3,120.00	6,998,238,000.00	
		MULTI BINTANG INDONESIA PT	129,500	16,800.00	2,175,600,000.00	
		NIPPON INDOSARI CORPINDO TBK	871,900	1,095.00	954,730,500.00	
		PP LONDON SUMATRA INDONES PT	1,502,800	1,175.00	1,765,790,000.00	
		INDUSTRI JAMU DAN FARMASI SIDO MUNCUL TB	3,102,900	840.00	2,606,436,000.00	
		UNILEVER INDONESIA TBK PT	298,600	46,200.00	13,795,320,000.00	
		MITRA KELUARGA KARYASEHAT TB	1,028,000	1,890.00	1,942,920,000.00	
		SILOAM INTERNATIONAL HOSPITALS	85,725	6,300.00	540,067,500.00	
		KALBE FARMA PT	2,830,100	1,410.00	3,990,441,000.00	
		TEMPO SCAN PACIFIC TBK PT	304,000	1,600.00	486,400,000.00	
		BANK CENTRAL ASIA PT	1,089,400	23,025.00	25,083,435,000.00	
		BANK DANAMON INDONESIA TBK	642,900	6,200.00	3,985,980,000.00	

BANK MANDIRI TBK	1,949,708	7,325.00	14,281,611,100.00
BANK NEGARA INDONESIA PT	463,566	8,250.00	3,824,419,500.00
BANK RAKYAT INDONESIA	5,806,400	3,150.00	18,290,160,000.00
BANK TABUNGAN NEGARA TBK PT	819,900	2,970.00	2,435,103,000.00
ALAM SUTERA REALTY TBK PT	1,409,900	354.00	499,104,600.00
BUMI SERPONG DAMAI PT	1,388,500	1,750.00	2,429,875,000.00
CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	2,829,970	1,090.00	3,084,667,300.00
LIPPO CIKARANG PT	142,300	2,030.00	288,869,000.00
PAKUWON JATI TBK PT	1,424,300	585.00	833,215,500.00
SUMMARECON AGUNG TBK PT	1,896,500	975.00	1,849,087,500.00
M CASH INTEGRASI PT	1,468,400	3,080.00	4,522,672,000.00
ERAJAYA SWASEMBADA TBK PT	664,400	2,680.00	1,780,592,000.00
SARANA MENARA NUSANTARA PT	473,500	2,770.00	1,311,595,000.00
TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK	3,957,300	3,790.00	14,998,167,000.00
TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE	209,100	4,990.00	1,043,409,000.00
XL AXIATA TBK PT	1,890,900	2,660.00	5,029,794,000.00
PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	1,298,400	2,180.00	2,830,512,000.00
小計	銘柄数：67	86,109,157	271,693,660,885.00 (2,173,549,287) 100.00%
合 計		86,109,157	2,173,549,287 (2,173,549,287)

(注)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注)小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成30年7月31日

資産総額	2,165,054,628円
負債総額	7,910,305円
純資産総額(-)	2,157,144,323円
発行済口数	2,011,687,177口
1口当たり純資産額(/)	1.0723円
(1万口当たり純資産額)	(10,723円)

(参考)

「NNインドネシア株式マザーファンド」の純資産額計算書

資産総額	2,194,809,455円
負債総額	31,857,352円
純資産総額(-)	2,162,952,103円
発行済口数	952,976,132口
1口当たり純資産額(/)	2.2697円
(1万口当たり純資産額)	(22,697円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請がある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することできません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(平成30年7月末現在)

資本金の額:4億8,000万円

会社が発行する株式総数:19,980株

発行済株式総数:9,350株

会社設立後の資本金の額の増減:

設立	平成11年9月8日	資本金2億5,000万円
	平成12年7月14日	資本金4億9,950万円に増資
	平成13年4月27日	資本金8億3,500万円に増資
	平成14年11月12日	資本金9億3,500万円に増資
	平成19年5月2日	資本金4億8,000万円に減資

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務遂行上の重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

3名以上10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式数の過半数を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

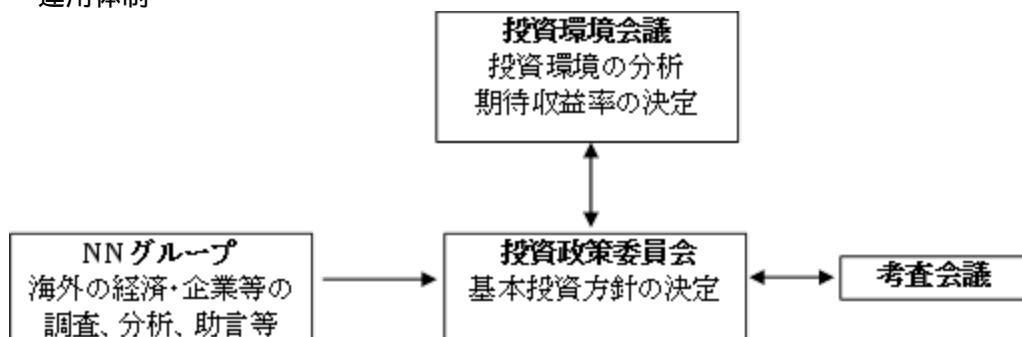
取締役の任期は、就任後2年以内の最初の決算期に関する株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とします。

取締役会はその決議により、取締役の中から1名以上の代表取締役を選任します。また、取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役がこれを招集することができないときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は3日前までに発送します。また取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務について決定します。取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成により採択されます。なお、取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意し、監査役が異議を述べなかったときは、決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなします。

運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業および第一種金融商品取引業を行っています。

平成30年7月末現在委託会社の運用する証券投資信託は次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加株式投資信託	40	198,227
合計	40	198,227

3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）ならびに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- (2) 法令の規定に基づき、委託会社の財務諸表については有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
- (3) 委託会社は定款を一部変更し、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。したがって第19期事業年度は平成29年4月1日から平成29年12月31日までとなっております。

(1) 【貸借対照表】

期別	第18期 (平成29年3月31日)			第19期 (平成29年12月31日)			
	科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			2,713,331			2,677,737	
立替金			842			316	
未収委託者報酬			166,092			173,190	
未収運用受託報酬			141,452			134,682	
その他の未収収益			106,639			96,809	
前払費用			18,553			20,284	
繰延税金資産			24,204			59,875	
流動資産計			3,171,116	96.8		3,162,897	97.1
固定資産							
有形固定資産	1		59,746			50,719	
建物附属設備		32,635			28,561		
器具備品		17,798			14,323		
リース資産		9,312			7,833		
無形固定資産			1,195			695	
ソフトウェア		1,195			695		
投資その他の資産			44,559			44,033	
長期差入保証金		40,439			40,805		
繰延税金資産		4,120			3,227		
固定資産計			105,501	3.2		95,447	2.9
資産合計			3,276,618	100.0		3,258,344	100.0

期別	第18期 (平成29年3月31日)			第19期 (平成29年12月31日)			
	科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
未払手数料			42,492			45,029	
未払投資顧問料			85,284			102,310	
未払投資助言料			23,124			23,966	
未払金			35,844			47,950	
未払費用			24,280			24,928	
リース債務			2,197			2,229	
未払法人税等			109,834			64,867	
未払消費税等			42,498			21,990	
預り金			79,053			15,989	
賞与引当金			30,137			126,796	
役員賞与引当金			16,575			54,612	
流動負債計			491,323	15.0		530,670	16.3
固定負債							
長期未払金			6,361			5,089	
リース債務			8,577			6,900	
賞与引当金			13,351			10,459	
役員賞与引当金			11,373			6,972	
退職給付引当金			566,824			579,049	
役員退職慰労引当金			76,036			86,901	
固定負債計			682,525	20.8		695,373	21.3
負債合計			1,173,848	35.8		1,226,043	37.6
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
(純資産の部)		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			480,000	14.6		480,000	14.7
資本剰余金							
資本準備金		1,390,000			1,390,000		
資本剰余金計			1,390,000	42.4		1,390,000	42.7
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		232,769			162,300		
利益剰余金計							
株主資本合計			2,102,769	64.2		2,032,300	62.4
純資産合計			2,102,769	64.2		2,032,300	62.4
負債純資産合計			3,276,618	100.0		3,258,344	100.0

(2) 【損益計算書】

	第18期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)			第19期 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
委託者報酬	789,993			569,274		
運用受託報酬	1,345,058			1,030,924		
投資助言報酬	118			-		
その他営業収益	408,377			317,939		
営業収益計		2,543,548	100.0		1,918,138	100.0
営業費用						
支払手数料		229,296			163,431	
支払投資顧問料		345,403			250,094	
支払投資助言料		26,143			44,950	
広告宣伝費		21,076			4,525	
調査費		122,239			97,054	
調査費	121,349			96,274		
図書費	889			780		
委託計算費		42,301			28,470	
業務委託費		6,394			3,615	
営業雑経費		48,989			31,496	
通信費	6,126			4,092		
印刷費	18,652			12,697		
協会費	5,821			5,051		
諸会費	2,986			1,035		
その他営業費用	15,402			8,619		
営業費用計		841,846	33.1		623,637	32.5
一般管理費						
給料		786,193			660,448	
役員報酬	78,361			58,771		
給料・手当	572,970			424,623		
賞与	60,964			22,880		
賞与引当金繰入額	32,597			104,433		
役員賞与	22,628			7,017		
役員賞与引当金繰入額	18,671			42,722		
福利厚生費		127,434			91,899	
交際費		7,973			6,131	
旅費交通費		26,433			23,010	
租税公課		28,267			21,255	
不動産賃借料		59,753			44,907	
退職給付費用		97,604			74,001	

	第18期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)			第19期 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
役員退職慰労引当金繰入額	千円	千円	%	千円	千円	%
固定資産減価償却費		13,610			10,864	
経営指導料		16,385			9,528	
監査費用		11,975			8,353	
諸経費		15,031			16,315	
一般管理費計		60,795			53,091	
		1,251,460	49.2		1,019,805	53.2
営業利益		450,242	17.7		274,694	14.3
営業外収益						
受取利息	20			9		
受取配当金	179			172		
有価証券売却益	81			-		
還付加算金	-			21		
営業外収益計		281	0.0		203	0.0
営業外費用						
支払利息	152			150		
為替換算差損	23,405			4,252		
雑損失	2,348			98		
営業外費用計		25,905	1.0		4,501	0.2
経常利益		424,617	16.7		270,397	14.1
特別損失						
固定資産除却損 1	4,488			-		
特別損失計		4,488	0.2		-	-
税引前当期純利益		420,128	16.5		270,397	14.1
法人税、住民税及び事業税		168,561	6.6		143,297	7.5
法人税等調整額		7,213	0.3		34,778	1.8
当期純利益		258,780	10.2		161,878	8.4

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	480,000	1,390,000	1,390,000	203,999	203,999	2,073,999	-	- 2,073,999	
当期変動額									
剰余金の配当				230,010	230,010	230,010		230,010	
当期純利益				258,780	258,780	258,780		258,780	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	28,770	28,770	28,770	-	28,770	
当期末残高	480,000	1,390,000	1,390,000	232,769	232,769	2,102,769	-	- 2,102,769	

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	480,000	1,390,000	1,390,000	232,769	232,769	2,102,769	-	- 2,102,769	
当期変動額									
剰余金の配当				232,347	232,347	232,347		232,347	
当期純利益				161,878	161,878	161,878		161,878	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	70,469	70,469	70,469	-	70,469	
当期末残高	480,000	1,390,000	1,390,000	162,300	162,300	2,032,300	-	- 2,032,300	

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～18年

器具備品 4～20年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指針に定める簡便法（退職金規程等にもとづく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(1) 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 (平成29年3月31日現在)		第19期 (平成29年12月31日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	21,046千円	建物附属設備	25,120千円
器具備品	36,454千円	器具備品	38,280千円
リース資産	548千円	リース資産	2,027千円

(損益計算書関係)

第18期 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日		第19期 自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	
1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。			
リース資産 4,488千円			

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

第18期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,350	-	-	9,350

第19期（自平成29年4月1日至平成29年12月31日）

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,350	-	-	9,350

2. 配当に関する事項

第18期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年 6月30日 臨時株主総会	普通株式	149,600	16,000.00	平成28年3月31日	平成28年7月1日
平成28年 12月28日 臨時株主総会	普通株式	80,410	8,600.00	平成28年9月30日	平成28年12月29日

第19期（自平成29年4月1日至平成29年12月31日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年 6月27日 株主総会	普通株式	232,347	24,850.00	平成29年3月31日	平成29年6月28日

（リース取引関係）

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

人事総務部が主管するコピー機であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っており、手数料収入から生じる余資運用については短期的な預金等に限定しております。積極的な運用は行っていないため特に資金調達は行っておりません。またデリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。また営業債権である未収運用受託報酬とその他未収収益の基礎となる預かり資産は、受託銀行の固有財産と分別管理されており、未収運用受託報酬とその他未収収益は当該信託財産の負債項目に計上されていることから信用リスクはほとんどないと認識しております。

国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関する事項は、決済日から決済されるまで最長6ヶ月間の為替変動によるリスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度末（平成29年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,713,331	2,713,331	-
(2) 未収委託者報酬	166,092	166,092	-
(3) 未収運用受託報酬	141,452	141,452	-
(4) その他の未収収益	106,639	106,639	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他の未収収益これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 長期差入保証金（貸借対照表計上額40,439千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,713,331	-
(2) 未収委託者報酬	166,092	-
(3) 未収運用受託報酬	141,452	-
(4) その他の未収収益	106,639	-
合計	3,127,516	-

当事業年度末（平成29年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,677,737	2,677,737	-
(2) 未収委託者報酬	173,190	173,190	-
(3) 未収運用受託報酬	134,682	134,682	-
(4) その他の未収収益	96,809	96,809	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他の未収収益これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 長期差入保証金（貸借対照表計上額40,805千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,677,737	-
(2) 未収委託者報酬	173,190	-
(3) 未収運用受託報酬	134,682	-
(4) その他の未収収益	96,809	-
合計	3,082,420	-

(有価証券関係)

1. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度末（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

区分	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
投資信託	4,081	121	40
合計	4,081	121	40

当事業年度末（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当ありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けてあります。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	518,560 千円
退職給付費用	97,604 千円
退職給付の支払額	49,340 千円
退職給付引当金の期末残高	566,824 千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	97,604 千円
----------------	-----------

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けてあります。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	566,824 千円
退職給付費用	74,001 千円
退職給付の支払額	61,774 千円
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	<u>579,049 千円</u>

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	74,001 千円
----------------	-----------

(税効果会計関係)

	第18期 (平成29年3月31日現在)	第19期 (平成29年12月31日現在)	
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	13,420千円	賞与引当金	42,357千円
退職給付引当金	174,921	退職給付引当金	178,694
役員退職慰労引当金	23,464	役員退職慰労引当金	26,817
未払費用	7,493	未払費用	7,692
未払事業税	7,410	未払事業税	4,155
資産除去債務	1,347	資産除去債務	1,749
その他	<u>3,564</u>	その他	<u>12,461</u>
繰延税金資産小計	231,622	繰延税金資産小計	273,929
評価性引当額	<u>203,298</u>	評価性引当額	<u>210,826</u>
繰延税金資産合計	28,324	繰延税金資産合計	63,103
繰延税金資産の純額	<u>28,324</u>	繰延税金資産の純額	<u>63,103</u>
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率	30.9	法定実効税率	30.9
(調整)		(調整)	
評価性引当額の増減	4.6	評価性引当額の増減	2.7
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.4	交際費等永久に損金に算入されない項目	6.3
住民税均等割	0.2	住民税均等割	0.2
前期確定申告差異	0.1	前期確定申告差異	0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	その他	<u>0.1</u>
その他	<u>0.6</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>40.1</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>38.4</u>		

(資産除去債務関係)

第18期 (平成29年3月31日現在)	第19期 (平成29年12月31日現在)
記載すべき重要な事項はありません。	記載すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. 商品及びサービスのごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が当事業年度損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

(単位：千円)

日本	欧州	米州	合計
1,345,177	191,389	216,987	1,753,555

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬789,993千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

(単位：千円)

日本	欧州	米州	合計
1,030,924	135,090	182,849	1,348,864

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬569,274千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	1,298,857	資産運用業

(注) 委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないので、記載を省略しております。

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	996,930	資産運用業

(注) 委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないので、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社 を持つ会社	NNインベストメン トパートナーズ	オランダ、 ハーベ	463,553 ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用 委託	業務受託 報酬の受 取	368,371	未收 入金	100,650
同一の親会社 を持つ会社	エヌエヌ生命保険 (株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	投資顧問 料	1,298,857	未收 入金	118,629

(注) (1) 上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。

2. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社 を持つ会社	NNインベストメン トパートナーズ	オランダ、 ハーベ	463,553 ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用 委託	業務受託 報酬の受 取	283,142	未收 入金	82,395
同一の親会社 を持つ会社	エヌエヌ生命保険 (株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	投資顧問 料の受取	996,930	未收 入金	121,262

(注) (1) 上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。

2. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

NN Group N.V. (ヨーロネクスト・アムステルダム証券取引所に上場)

NN Insurance Eurasia N.V. (非上場)

NN Investment Partners Holdings N.V. (非上場)

NN Investment Partners International Holdings B.V. (非上場)

(1 株当たり情報)

第18期 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日		第19期 自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	
1 株当たり純資産額	224,895円15銭	1 株当たり純資産額	217,358円38銭
1 株当たり当期純利益金額	27,677円05銭	1 株当たり当期純利益金額	17,313円22銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期利益金額について、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期利益金額について、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(注) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
第18期 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日		第19期 自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	
当期純利益(千円)	258,780	当期純利益(千円)	161,878
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる当期純利益(千円)	258,780	普通株式にかかる当期純利益(千円)	161,878
普通株式の期中平均株式数(株)	9,350	普通株式の期中平均株式数(株)	9,350

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実あるいは訴訟はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (平成30年7月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成30年7月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
香川証券株式会社	555百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
山和証券株式会社	585百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
三田証券株式会社	500百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
日産証券株式会社	1,500百万円	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
ひろぎん証券株式会社	5,000百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
フィデリティ証券株式会社	8,557百万円	
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	

ソニー銀行株式会社	31,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。
株式会社新生銀行	512,204百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	

(3) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成30年7月末現在)	事業の内容
ライオン・グローバル・インベスター ズ・リミテッド	62,500,000シンガポールドル	シンガポールにおいて有価 証券にかかる投資顧問業を 行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の取扱い等の業務を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社から運用の権限の委託を受けてNNインドネシア株式マザーファンドの運用を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

(参考情報)

<再信託受託会社>

名 称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資 本	金 10,000百万円(平成30年7月末現在)
事 業 の 内 容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。	

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間において、金融商品取引法第25条第1項に掲げる次の書類を提出しております。

平成30年3月7日	有価証券報告書 有価証券届出書
-----------	--------------------

独立監査人の監査報告書

平成30年8月3日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNNインドネシア株式ファンドの平成29年12月8日から平成30年6月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NNインドネシア株式ファンドの平成30年6月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月15日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているNNインベストメント・パートナーズ株式会社の平成29年4月1日から平成29年12月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。